

入札公告

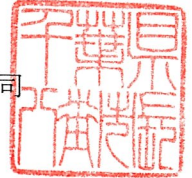
市有財産一時貸付に係る一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、入札手続き等は、市有財産一時貸付一般競争入札案内書に基づき実施します。

令和7年1月17日

八街市長 北村 新司



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 案件名 市有財産一時貸付（広告入り周辺案内板）
- (2) 貸付物件 財産名称：八街市役所
貸付場所：第1庁舎1階ロビー
所在地：千葉県八街市八街ほ35番地29
貸付面積：2.16㎡
- (3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 予定価格 1年あたり 240,000円
- (5) 事業の詳細 市有財産一時貸付一般競争入札案内書及び仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 八街市入札参加資格者名簿に登載されている者については、八街市の建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止措置を本公告日から開札までの間に受けていない者であること。
- (2) 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条第2項及び第3項の措置を受けていない者であること。
- (3) 八街市暴力団排除条例に定める暴力団員等又は暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 本公告日から過去10年以内に自らが管理及び運営する広告入り周辺案内板を設置した実績を有している者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札に関する日程

- (1) 入札参加申込み受付期間 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで
※持参による提出の場合、受付時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。
※郵送による提出の場合、期日の午後5時15分必着とします。
- (2) 質問受付期間 令和7年1月17日（金）から令和7年1月24日（金）まで
- (3) 質問に対する回答日 令和7年1月28日（火）
- (4) 入札書の提出期間 令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）まで
※郵送のみ受付、期日の午後5時15分必着とします。

※各提出書類や提出方法等の詳細については、市有財産一時貸付一般競争入札案内書のとおりとします。

4 開札

(1) 開札日時 令和7年2月17日(月) 午前9時00分から

(2) 開札場所 八街市役所第1会議室

※立会いを希望する入札参加者は、開札日前日までに電話で事前に申し込んでください。

5 入札結果の公表

落札者の決定後、八街市ホームページにおいて入札結果（落札者名、落札金額及び入札参加者等）を公表します。

6 契約

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(3) 貸付料の納付

落札者は、当該年度の貸付料について、八街市が発行する納入通知書により、期限内に納入してください。

(4) 利用の制限

落札者は、貸付財産を暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(5) 免責事項

契約の締結後、貸付財産に数量の不足又は隠れたかしがあった場合においても、八街市は、その責めを負いません。

7 留意事項

(1) 提出された入札参加申込書等は、返却しません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、市有財産一時貸付一般競争入札案内書等の不明その他いかなる理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 八街市が入札を公正に執行することができないと認めるとき又は八街市の都合により、開札日時の延期又は開札の取り止めをすることがあります。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加することができないことがあります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、市有財産一時貸付一般競争入札案内書のとおりとします。

8 問い合わせ先

八街市総務部財政課資産経営係

電話番号 043-443-1117

F A X 043-444-0815